

六 概クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に対する委員意見等、事業者の見解整理表

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
対象業内 対事の内容	高井 委員	1	○			2(3) 2(6) 2(7)	「方法書」の記述では、汚水排水計画では通常時の浸出水処理計画が記載されている。また河川水・地下水の利用状況については、上水道給水状況についてしか書かれていない。庄川町内の水源は、当該処分場の下流にはないが、白川村（及び恐らく富山県内の一部）の水源は庄川にあり、処分場から有害物質が漏出した場合には流入する可能性を否定できない。近年想定されていないような災害が多発していることから、どの程度余裕がある対策をとられるのか、説明されたい。	排水水については、環境項目「水質・底質・地下水」の「人の活動（浸出液処理水の排水）」で、これから環境への影響を予測し、評価して参ります。ご指摘の「近年想定されていないような災害への対応」についても、準備書の中で示させて頂きます。(9/12 見解)
		2	○				6月に開かれた地元説明会に参加した県議会議員、市議会員のブログが4件見られ、いずれも説明会の内容がたいへん不十分であったという趣旨の記述であった。地域住民の理解についてどのように考えているのか。	今回の説明会は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（手続適正化等条例）に基づき事業計画に関する説明会と、岐阜県環境影響評価条例（アセス条例）に基づき方法書説明会とを、合わせて実施したものです。また、今回は、説明会の対象を両条例上の「関係住民」に限定せず、御参加を希望される方々を受け入れていただきました。 今回の説明会は、アセス条例上、方法書段階のものであって、水質のことや地盤のことなど環境アセスメント調査を実施しないとお答えできなところもあり、御納得いただけない点もあつたかと思えます。今後、準備書提出後に開催する説明会では、調査結果を基に適切に分析・評価した内容に基づき、詳細な説明をさせていただきます。と考えております。 また、手続適正化等条例上の手続ではありませんが、弊社として、事業計画に関する意見書の御提出についても御案内して、受付いたしました。今後、主な御意見について弊社の見解をウェブサイトで公表するとともに、提出者の方々に個別に回答させていただきます。本事業計画について、関係住民の方々の御理解を賜れるように努めてまいります。(9/12 見解)
	竹中 委員	3	○				計画されている地域は、自然豊かな森林域であるが、他に候補地はなかつたのか、なぜ六既地区が選定されたのか、背景となる情報が欲しい。	当該地への設置理由ですが、まず廃棄物に携わる企業として、最終処分場の必要性を強く認識し、将来の廃棄物処理の未来を考慮設置を計画いたしました。 次に東海北陸自動車道ICに近く、国道158号線沿いで

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
								あり、本社及び取引先からのアクセスも良く、交通の便に優れています。 また、富山県内での候補地を数十か所検討しましたが、いずれも条件に合致しませんでした。 当該地は、土地利用計画や自然環境保全及び防災面等に關する法規制が全くない土地であったこと。 地権者の方に最終処分場の必要性と当該地建設に対するご理解をいただいたことが設置理由でございます。 (9/12 見解)
	林委員	4	○			2(3)	最近多発する50年に一度、あるいは数100年に一度の集中豪雨に対して、どのような対策を考えているのか。	関係法令(国・岐阜県)及び各種基準に整合した確率年に従い設計しております。なお、近年多発している線状降水帯などによる集中豪雨に対して、他の地域に存在する同様の基準で建設されている産業廃棄物最終処分場では、浸出水が豪雨により、あふれる事象等は確認されておりません。健全な維持管理を実施することに対応できると判断していきませんが、準備書により、こうした集中豪雨への分析・評価も再度行う予定です。(9/12 見解)
	吉永委員	5	○			2(3)	集中(かつ継続する)豪雨への対策はどのようなになっているのか。 要約書2-29ページには、洪水調整池A・Bの設計方針について記載があり、岐阜県の「林地開発許可申請の手引き」に基づくとある。 しかし、雨水の流出対応と、雨水に浸出水が含まれる場合の対応とでは、当然ながら後者のほうが厳しい条件を想定する必要があると考える。	降水量に関しては、国・県の法令及び基準に従い降雨強度を基本として設計してあります。ご指摘の雨水に浸出水が含まれることから、浸出水は水処理施設で処理し放流することから、処理水は水質汚濁防止法の排水基準以下の安全な水と考えています。(9/12 見解)
	神谷会長	6		○			六厩という地域は色々な地域特性がある中で、参考とする他の事業が何を指すのかにより参考の仕方が変わる。この点について今の考えは。	【修正後の事業者見解】 弊社は最終処分場は初めての経験ですが、協力願っている事業者関係者の経験実績、学会の研究論文及び環境省の基準、指針を指します。他の事例としては山形県に当該施設と同様の施設があり、降雪・寒冷・周辺環境に近いと考えていきます。埋立容量・積み上げ高さも当該施設に近いと考えます。(10/4 見解)
	中村委員	7		○			色々な実測値等から評価、検証して、その精度が高いかどうかとも予測ということを定量的に行うこととした方が良い。	定量的な予測手法が確立されていない項目については、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、定量的に評価することとなると考えると考えております。また、定量的に評価で

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項 ※	意見等	事業者見解
								きるものは、精度が高くなるよう配慮します。(9/19 見解)
	竹中委員	8		○			産廃に対する国の施策も変わってくると期待しているの で、そういうのに合わせて、いろいろ対策・対応した処理 施設にしていたいただきたい。	【修正後の事業者見解】 バブル期以降に廃棄物の削減を目指し質の改善や量も削 減されてきたことは事実です。 時代ごとに削減は進みましたが、目指していた廃棄物の 質と量は計画通りに進んでいません。(この時代にごみゼ ロ社会を目指していました。) 今後確かに技術は進み産業廃棄物は削減されます。但し、 経済原理からごみゼロにすることは出来ないことも事実 です。 建築物も有限、輸入による資源利用、製造過程に排出さ れる余剰物、水害・地震等が頻発する中で、最終処分場 の担う責務は大きなものがあります。 本計画は産業廃棄物の処理について他県に依存しない体 制づくりに貢献するものと考えております。(10/4 見解)
	山口委員	9		○		1 (1)	この理念は繋いでいって欲しいという事業計画を提示し ていただきたい。 どうして施設を作ったのか、どうしていきいたのか、30年 後には森はどのようにして返すのか、途中で変わるかもし れないが教えていただきたい。	【修正後の事業者見解】 弊社の経営理念は「環境の美化とリサイクルを通して気 持ちの良い街づくりに貢献する」です。創業以来、我々 が取り組むすべての事業の根底にあるのはこの理念で す。全国的に減少傾向にある最終処分場を建設し、「収集 運搬・中間処理・最終処分」というリサイクルの循環を 自社で完結させることこそが、この理念の実現につな ぐと確信しております。本最終処分場につきましても、 「二十数年間にわたる廃棄物埋立により社会的使命を果 たし、その後の維持管理も含め都合四十数年間のスパン で、可能な限り元の山林の姿に戻す」までが一つの循環 と考へ、将来に渡り理念を継承させていきたいと考へて います。弊社はこの事業に相当の覚悟と気概をもって取 組み、社会的責任を果たすことで、持続可能な社会の形 成に貢献したいと考えております。(10/4 見解)
	高井委員	10		○		1 (1)	令和 38 年の埋立てが終了した後、この場所は廃棄物の受 け入れをしなくなると、会社にとっては利益を生まないも のとなり話です。利益を生まなくても、この場所は所有し 続けた上で、管理にも責任を持ち続けるということでは ないか。	そのように考えています。(9/19 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
	中村委員	11		○			色々な実測値等から評価、検証して、その精度が高いかどうかとも予測ということを定量的に行うこととした方がよい。	【修正後の事業者見解】 定量的な予測手法が確立されていない項目については、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、定量的に評価することとなることを考えております。また、定量的に評価できるものは、精度が高くなるよう配慮します。(10/4 見解)
	井上委員	12		○			飛騨は広大なのに、クリーンセンターを、なぜ県下一の寒冷地であり、白山ユネスコエコパークの移行地域にもなっている六ヶ所に決めたその理由は何か。 これをきちんとわかるように説明会を開いたり、広報やSNS等で住民に説明されることが必要ではないか。	【修正後の事業者見解】 ユネスコエコパークの意義は理解していますが、当該地は移行地域として指定され、人の活動・利用と再生を目的とした区域とされています。人の活動による最終処分場から、終了後に自然林に移行することはこの目的に整合しているかと判断しています。又、開発に関しての規制の無い区域であるため、問題がないと考えております。事業計画の説明会では実施致しました。その際、「岐阜県産業廃棄物処理施設に係る手続の適正化等に関する条例」の手続きではありませんが、弊社として、任意に事業計画に関するご意見を、ご意見箱の設置・郵送・HPにて受付けさせていただきました。頂いたご意見については、主だった意見に対しての弊社の見解をHPで一定期間公開すると共に、提出者の方々に個別に回答をお送りする予定としております。(10/4 見解)
	肥後委員	13			○		(1) 伐採計画について 方法書該当箇所：2.4.5 造成計画 (2) 伐採面積 (2-38) 建設予定地にはブナ林、雑木林(ミズナラ等の広葉樹林)、植林地(カラマツ、スギ、ヒノキ)、そして針葉樹天然林が現存している。計画では約 38ha のこれらの森林が伐採されることになっている。森林伐採は温暖化、生物多様性の観点で重要な課題だと考える。植物、植生については広域で詳細な調査を計画されていることは理解しているが、建設予定地の森林についてさらに踏み込んだ検討が必要だと考える。 森林伐採に関する記述が希薄だと感じられるため、以下の点についてご検討ねがいたい。 1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積など)についての調査の有無、また実施する場合の具体的な方法。 2. 伐採した木材の処理はどのように計画しているのか。伐採、搬出、利用の具体的な方法について。	1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積等)についての調査の有無、また実施する場合の具体的な方法として、植生調査の中で、群落毎にコードラート法(区画を設定して、その中の植生構造を把握する方法)により、植生の詳細を把握いたします。こうした通常のコードラート調査に加えて、コードラート内の樹木の種と本数を確認する毎木調査を行い、毎木調査結果と改変範囲から、森林伐採で消失するバイオマスの質と量を推定する事となります。 2. 方法書段階の現段階では、木チップ等にして処理する計画です。(10/4 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項 ※	意見等	事業者見解
		14			○		<p>(2) 緑化計画について方法書該当箇所：2. 4. 12 緑化計画(2-62～2-63)</p> <p>■用語の混乱 導入部で、切土法面、盛土法面、「(1) 緑化方法」で、埋立盛土提部、平坦部、「(2) 緑地面積等(ウ) 管理方法」で、法面部、小段部、広い平坦地、等場所を指す複数の用語が使用され、違いが不明瞭である。また(1)と(2)で、同じような場所でも植生回復方法が違っている。例えば、「(1) 緑化方法」では平坦部に草本種子散布、「(2) 緑地面積等(ウ) 管理方法」では平坦部に樹木の混植と記述されています。もう少し整理したうえで、統一を図りたい。</p> <p>■計画の具体的内容について 以下の点について、より具体的な説明願いたい。 1. 自然林とは、どのような状態の林分を想定しているのか。 2. なぜ、自然林を再生させるのにコナラ、ヤマハンノキ、ヤシヤブシ、ヤマハギを使用するのか 3. 草本を播種した区域の森林化はどうなるのか、半永久的に草地のままなのか。 4. 草本5種はどのように選択するのか。 ■「(ウ) 管理方法」について 具体的な管理方法が述べられていないと思う。 例えば、1. 定期的なモニタリングの実施について(頻度と内容)、2. モニタリング結果に基づき追加の植栽や播種の実施、3. 植栽、播種後の管理について(除草、除伐、間伐など)について示すべきだと考える。 ※次の「■計画の趣旨について」とも関連する。 ■計画の趣旨について 長期的な経済的効果を考えると、自然林ではなく人工林として整備した方が良いとも考えられる(伐採区域にはスギ、ヒノキ、カラマツの人工林も含まれます)。また、針葉樹((ヒノキやスギ)と広葉樹の混交林として整備することが可能で、木材生産と生物の多様性保全を両立させることが可能な森林にすることも可能ではないでしょうか。 人口減少がさらに進行し、少子高齢化と経済活動の低下が予想される本地域で、地域活性化のためにも木材生産を持続することは社会基盤の安定化という意味で一定の重要性がある。その場合、森林(人工林)の造成、維持管理、木材生産を地元企業(森林組合など)に委託するのも一つの選択肢になると考えられる。</p>	<p>■用語の混乱：整理し、準備書の段階で修正したものを提示致します。</p> <p>■計画の具体的内容：条例アセスの中で植生調査の結果を踏まえて、準備書の段階で必要に応じて見直した計画を提示します。</p> <p>■管理方法について：条例アセスの準備書で、必要に応じて見直した計画を提示します。</p> <p>■計画の趣旨：ご意見を考慮して、準備書の中において検討します。(10/4 見解)</p>

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
自然状況	神谷会長	15		○		2(1) 2(3)	六磨の地域において、例えば地盤、気象条件が、実際どうであるか、短期的豪雨はどのような経験をしているか等、月単位ではなくて、細かくこの地域はどういった豪雨などの、負荷、外力が作用するのか。	リスクというところでございませうけれども、事業計画を策定するにあたって、今、遮水シートの問題ですか、それからここに書かれております、受け入れを想定していいない廃棄物ですか、その辺りについてはこうなつたらどうなるかということも考えてありますし、これから今、会長がおっしゃられたようなことについても、さらに詳細に検討していきたいというふうに思います。(9/19 見解) <b>【修正後の事業者見解】</b> 環境項目「地盤」の中で適切に予測・評価致します。(10/4 見解)
		16		○		2(1)	凍結・凍上の問題がどのようにこの地域で起こっているのか、実際の気象、地形など、どういう自然環境の中でどういう問題・特性があるか	<b>【修正後の事業者見解】</b> 凍結深度対策・浸出水集排水設備等の凍結・凍上に関しては事業計画書(別冊：維持管理計画)S-2寒冷期の作業管理の項 p2-1～11 に検討し計画しています。これは、計画地の標高が高く寒冷地であることを考慮した施設計画としていたためです。(10/4 見解) <別添 1 >
		17		○		1(4) 2(1)	排水管が詰まるとか凍結するとか、抜け上がりとか、いろんな現象が起こりうる場所ですので、やはりこの地域の特性を検討されて提示すること。	十分検討したいと思えます。(9/19 見解) <b>【修正後の事業者見解】</b> 凍結深度対策・浸出水集排水設備等の凍結・凍上に関しては事業計画書(別冊：維持管理計画)S-2寒冷期の作業管理の項 p2-1～11 に検討し計画しています。これは、計画地の標高が高く寒冷地であることを考慮した施設計画としていたためです。(10/4 見解) <別添 1 >
社会的状況	神谷会長	18		○		2(6)	水の利用、地下水の利用状況のなかで、河川水源地の存在について、周辺の水利用状況を明確に調べてほしい。	それは調査します。(9/19 見解)
		19		○			今のところ何か把握されていることはないか。情報がないことに何か理由があるか。調べ尽くしてないということか。	はい。調査してまいります。(9/19 見解) <b>【修正後の事業者見解】</b> 高山市水道水源保全条例第 7 条に規定する水源地域図(図No26)に六磨川を挟んだ対岸に水源が指定されていますが、あらためて確認したところ、計画地から西方の国道 158 号線西側付近・軽岡トンネル方向に変わっていることを確認しました。距離が以前より遠くなったことや、川の流れの方向等を勘案すると、より与える影響は

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
								少なくなつたと判断しております。また、ケベックの森の水道水源は一部把握しておりますが、深井戸に関しては概略の位置しか理解しておりません。条例アセスの水质に係る事項ですので、今後の調査で対応致します。(10/4 見解) <別添2 >
		20			○		対象地域の特に事業地周辺において、地下水、地表水(湧水含む)の利用状況を用途などとともに確認すること。また、地元の方々の水とのかかわり(くらし、文化等)についても、あらためて整理すること。これら水利用等がある場合には、事業による水環境等への種々の影響を予測しなければなりません。(僅かでも影響することが予測される場合には、影響を回避する方法を明示する必要があるのではないかと)	地下水、地表水の利用状況については、条例アセスの中で調査し、予測評価を実施する予定にしております。(10/4 見解)
大気	香川委員	21		○		2(2)	方法書の方では、六廠のアメダスの結果を示しているが、六廠の地形からして東西に広がっているもので、東風が非常に多くて、また高速道路が南北に通っていて、その西側にあるので、多分、今度の建設予定地とは少し違った予測になっていると考える。	承知いたしました。(9/19 見解)
		22		○			気象要素についても地形とか、標高差による空気の流れを考慮して、大気質や悪臭の影響評価を行う必要があるのではないかと。地形の特徴が非常にあるので、しっかりと調査すること。	承知いたしました。(9/19 見解)
	神谷会長	23		○		1(2)	硫化水素等の有害ガスが発生するという記載がある。今回の影響評価項目としては、これはおそらく、廃棄物の存在・分解に関して、大気質のところをどうするかみたいいなことも出てくるかと思う。その評価はどうか。	水銀については入っておりますし、硫化水素については、悪臭のところでも対応する予定です。(9/19 見解)
水質 ・ 底質 ・ 地下水	伊藤(健)委員	24	○				地下水については地表の集水域のみでいいのか。尾根筋を超えた地点においても数カ所チェックしておくべきではないかと。	当該地は、深成岩である花崗岩が分布する地域であり、平野や盆地、火山地域のような複雑な地下水流れとなつていません。全国の花崗岩中の主な地下水流れは、表層のマサ化した部分となっております。このことから、地下水流れに影響する表層のマサ土の分布を方法書の図6.6-2に示す箇所において物理探査により把握し、水文地質の地表踏査により、地下水流れを規制する断層等の存在の

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項 ※	意見等	事業者見解
								有無、物理探査結果の補完を行った上で、図 6.6-1 に示す地点で地下水を観測していきます。また、これらの地質状況を基に3次元モデル化した水文地質構造モデルを用いて、地下水観測結果を同定し、地下水流れを予測していきます。したがって、尾根を超えた地点で、さらに数カ所のチェックは不要と考えています。(9/12 見解)
	奥村委員	25	○				<p>工作物等の存在(最終処分場の存在)に伴う排水は無いため、選定しない点とあるが、処分場全体(道路や土捨て場、仮置き場含む)の存在を考慮して選定に追加すべきと考える。</p> <p>工作物等の存在においても水質の影響を調査対象とすべき。酸性雨であり、雪が積もるほど、その下側の酸性度は上がる。森の地表面で中和能を発揮しているが、削り落ちてしまえば、その中和能がなくなってしまう。最終的に長期のスパンで中和できいくのかどうか、地表面の鉱物とか塩基性なもので中和していくという貯金を使った場合は、そこに木が生えなくなってしまうことも最も起こりうるのではないかと懸念がある。</p>	「工作物等の存在(道路、土捨て場、覆土仮置場)」についても環境影響評価の中で検討いたします。(9/12 見解)
		26		○				【修正後の事業者見解】 環境影響調査において検討及び対策を講じます。 (10/4 見解)
	竹中委員	27	○			1(1) 1(4)	「水質・底質・地下水の調査」において、問題が注目されつつあるPFASについても行う必要があるのか。	ご指摘のPFASについては、現行で環境基準に設定されていないため、現行基準に基づき調査を実施します。但し、法制化・手法が定まった場合には実施いたします。 (9/12 見解)
		28		○			PFASについて、令和2年に環境省から各地方自治体にPFASの健康の観点の確認をするようにという通達が出ているが、常識的に環境基準として考えていくという世の中の流れではないか。 暫定目標だとしても、問題になっていて、将来的に環境基準になる可能性があるものはやっておくべきではないか。	PFAS、有機フッ素化合物質について、その辺りいわゆる暫定目標値がございします。それになるようにしたいというところにしてはいいかもしれませんが、将来的に、アセスをやっている最中かもしれませんが、環境基準に入ってくるかもしれない。ただ今の状況で、PFASを見れば、事後も事業に伴う影響というものを見るのであれば、事後調査というものが、たしか条例アセスで設定されているかという点については考えております。(9/19 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
	神谷会長	29		○			モニタリング井戸について、上下流として決めた根拠は何か。下流がこの1点で十分であるのか。モニタリングについて井戸の構造、ストレーナーも含めて、どの層（深度）の地下水を観測しようとしているのか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において上下流にモニタリング井戸の設置は定められておらず、 尚、条例アセスの調査において位置・構造に関しては検討をおこないません。事業計画書 pNo.4-31 に井戸の設置根拠、pNo.2-10(1)に位置図、図面集 I-41 に構造図を示しております。井戸の深さ及び構造は、今後実施する条例アセスの調査の結果により決定致します。 (10/4 見解) <別添3 >
		30		○			地下水の水質に関して、調査地点は事業区域内の2地点になつていますが、事業区域外ではできないのか。	【修正後の事業者見解】 当該地は、自然由来の重金属の濃度が低い地域であり、施設の影響を見る上では方法書に提示の地点で十分と考へております。方法書 p3-18~20 に示してあります。また、調査地点については事業区域外の他人地に立ち入り調査することは、困難と考えます。(10/4 見解) <別添9 >
		31		○			地下水の調査地点の選定根拠というのを明確にすること。	【修正後の事業者見解】 埋立地の影響を予測評価するための上下流地点となりま す。(10/4 見解)
		32		○			水収支解析、三次元地下水流動解析、移流分散の解析をするが、解析に関しては、あくまで推定だという前提で、物事を見ること。その解析を踏まえた上で、実際に現場で取られたデータをしっかりと見ていただいた基本的な考え方に留意すること。	【修正後の事業者見解】 ご指摘の内容に留意します。(10/4 見解)
		33		○			モニタリング井戸の機能について、岩盤層の透水性がどれくらいある程度の見込みがあつて、このような配置で考へているということか。	はい。(9/19 見解)
		34		○		1(4)	遮水工がもし機能しなかった場合に、その次の手というのはあらかじめ考へていくというのは今回の問題ではないか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に則って維持管理を行います。(10/4 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
	中村委員	35		○		1(4)	遮水シート等が破損して、汚染されることもあるので、放流するものはやはりモニターした方が良いではないか。あるいは地下水を色々なところで見ること。	そのまま放流というのは雨水ですとか、浸出水に触れていないのでそのまま放流ということにしておりますが、先ほどのご意見にありましたが、遮水シートの、万が一の時の対策も実は検討しておきたいと思っております。(9/19見解)を再度詳しく検討していきたいと思っております。(9/19見解)
	吉永委員	36		○		2(3)	想定以上の雨水による浸出水が出てきた時には処理できないのではないか、どういう水処理施設のキャパシティの想定をされているのか。	水処理施設の地下には約2万トンの浸出水調整槽、要するに処分場から出てくる浸出水を貯める水槽があります。その水槽の水を汲み上げて1日最大600トンの水の処理をして下流側に放流するという構造になっております。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 上記見解の追加として、浸出水処理施設の処理能力の検討は、事業計画書 p№4-15～29 にかけて降雨量・浸出水調整規模と処理能力の検討をしております。この計画には、最大年間降水量(2018年)3,528mm・最大月間降水量(2018年8月)835mm・日最大降水量(2004年)290mm等を勘案して調整槽容量・日最大処理量を検討しております。(10/4見解) <別添4>
		37		○		2(3)	これから先、激甚化する降雨への対策を考えているか。	【修正後の事業者見解】 全ての排水に関し、各種法令の基準・指針に沿った降雨量を検討しております。これら法律・基準に示される降雨強度は、近年の報道や避難勧告に用いられる、「経験のない降雨量」等の言い回し及び降雨強度に比較した場合、法や指針の値が大きいことも事実です。例として洪水調整池計算に使われる30年確率の時間降雨強度は、岐阜県林地開発基準では、事業計画書 p№4 流5-6 に示すように183mm/hr を使用しております。前記したように近年最大は、290mm/日でありその時点の最大時間当たり降雨量は54mm/hr が最大です。また、雨水排水量計算においては、設計降雨強度142mm/hr(10年確率)を使用しており、十分対応可能となります。 事業計画書 p№4 流2-6,7 添付。(10/4見解) <別添5>
	林委員	38		○		2(3)	洪水の時の対応として、大きなタンクにたくわえ、それでもダメな場合、上部の埋め立ての所に水を貯める例があると説明されたが、それは斜面でも行われていることなの	上流側には斜面しかない様に、この縦断面図では見えませんが、現地盤よりも約7～8メートル深い位置まで掘削はされております。水がたまるポケットがあり、約2万m <sup>3</sup> ぐ

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
							か。	<p>らの空間があります。その中とそれからゴミが溜まっていれば、なおかつゴミの中の空隙に貯まるという風になります。他の処分場でもそういうことは構造でできているのかという点、これは構造図面を示しながらであればご理解できるところですが、必ずゴミが、斜面上に露出してきているという状況では埋め立てを行います。必ず下流側には土堰堤があって、必ずボケットの中にゴミが入っていますので、その中で水が溜まることのできるという構造になると思います。(9/19見解)</p> <p>【修正後の事業者見解】</p> <p>上記見解に追加として、事業計画書図面番号全7縦断面図にあるように、貯留えん堤 H=5m のボケットに約 20,000 m<sup>3</sup> の大きさがあり廃棄物が搬入された後に、6,000 m<sup>3</sup> 程度の内部貯留が行える。</p> <p>又、更なる上段においても小段えん堤を設けることで廃棄物層が増えるたに貯留能力は増すと考えています。</p> <p>一方、埋め立てが進行するごとに覆土を掛け部分的にキヤッピングシートを敷設し浸透水量の削減計画を立てて処理水等の削減計画を行っています。(10/4 見解) &lt;別添 6 &gt;</p>
		39		○			大規模な埋め立て地になるので、他のところのデータ、状況を教えてほしい。まずこのような斜面を使うような大規模な埋め立て地が他にあるのかどうか。その場で、水質、地下水などを含めて、どのような挙動をしているか。	<p>【修正後の事業者見解】</p> <p>事例として、埋立容量、水質等は HP で公表されていますが、参考となる詳細なデータは公表されていません。(10/4 見解)</p>
	廣岡委員	40		○		2(1)	地域特性に関して検討が十分ではない。浸出水の処理施設において、まず温度条件、水施設の凍結や、配管の凍結など基本的なことを考えているか。	<p>【修正後の事業者見解】</p> <p>地域特性に関して「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に沿い、寒冷地に配慮した計画としております。事業計画書 pNo.7-4(8) 及び pNo.8-35(1), (2) に対策を示しています。(10/4 見解) &lt;別添 7 &gt;</p>
		41		○		2(1)	流入の水質も水量も安定しないという状態になるというのが予想できる中、メイソが生物処理であり、安定して行うための対策の検討が必要。	<p>【修正後の事業者見解】</p> <p>浸出水の流入水量等は、調整槽の調整機能において調整を行う施設となっています。「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に沿った計画としております。事業計画書 pNo.4-22 ~28 に調整槽の容量設定根拠を示し、考え方は事業計画書 pNo.4-22 となります。(10/4 見解) &lt;別添 8 &gt;</p>

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
土壌	神谷会長	42		○		1 (3)	自然由来の重金属についてはどう考えているか。	土壌の中で調査します。(9/19 見解)
	竹中委員	43		○			もし、ヒ素が含まれている土壌が出たとしたら、中断して考え直す、あるいはその汚染土壌の対応、処理方法を別個に考えなければいけない。そういうプロセスもあるかも知れないということを考えてたほうが良い。	【修正後の事業者見解】 土壌の調査の結果、ご指摘のようなことになれば、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)」等を参考に対応致します。(10/4 見解)
騒音								
振動								
地盤	林委員	44		○		1 (4) 2 (4)	A 級活断層が何本も通っている中部地方でも大変危険な場所だが、数値計算では安全だとしているが、断層がないところでも動くため、それに対して検討はどうか。この辺りは横ずれセシンスの断層なので、それで動いた場合はシートなどを含めて亀裂が生じる可能性は十分ある。	【修正後の事業者見解】 活断層である牧ヶ洞断層は横ずれ断層であります。当該施設から1km以上の離隔があります。断層による影響、斜面崩壊に関しましては事業計画書 pNo.5-168～218 に記載しています。その抜粋を別途添付します。考え計画活断層によるずれで遮水シートは破損しないと考え計画しています。近年の知見も含めて案例アセスの地盤の中で検討してまいります。(10/4 見解) <別添10>
			45		○		1 (3) 1 (4) 2 (5)	山を切って斜面を露出させる、あるいは埋め立てて道を造るといったことになるが、道路が崩れて流れこんでいくというところが起こった時に、埋立地、土捨て場や他のところにも影響がないか。下の別荘地に流れこむ可能性が十分にあるため検討すること。
		46		○		1 (3) 1 (4) 2 (3) 2 (4)	この地域の下の方が土砂災害の危険地域に指定され、そこに埋立地が計画されているが、上流まで含めて土石流を生む沢で、決して安全ではない。大雨、地震の際、この施設、別荘地は大丈夫か。	(同上)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
	沢田 専門調査員	47		○		1(1) 1(3)	26年かけて、土捨て場、仮置き場を使い、埋立してやり取りしていく間の、どの時点でも必ず安定かどうかというところを、どうやって担保するということは難しいため、丁寧に計画して準備すること。	第一期工事、第二期工事、第三期工事と、三段階に分かれて造成し、埋立して続けていくわけですが、その都度、最終処分場の安定計算は、まず空の状態での安定、それからゴミがある程度半分ぐらい入った時の安定、それから、全部積みあがった時の安定ということをして、その度の廃棄物処分場としては、計算はさせていたいただきます。(9/19 見解)
		48		○		1(1) 1(3)	26年間の間に何か変わっていく部分が無いか等も含めて、順番に積み重なって移動してというところ、その都度、安定計算をやって安全が確保できるという工事を担保すること。 段階をできるだけ小刻みに取り組んでいただきたい。	廃棄物最終処分場の中のゴミ質、土質という言葉と比較するとゴミ質とっていいのか、土質係数に近いものとしてゴミ質係数というのがあるわけですが、一般的に本所で出されていますが、我々は少なくとも今までの20箇所、30箇所処分場を作ってきて、埋め立てを行ってきた中で、土質試験というものでシー、ファイ、ガンマというものは研究してきておいて、そういうものも採用させていたで、計算をしていないのが実態です。これは埋め立てが終わった時を終了ではなくて、埋め立てが終わって中が安定化する時までは、維持管理をしなければいけないというのは、廃掃法上の最終処分場です。(9/19 見解) <b>【修正後の事業者見解】</b> 当日の回答で一定のご理解を頂けたと考えますが、事業計画書の中にこれらを検討しております。 廃棄物の物性値に関しては、廃棄物処分場整備の計画・設計及び管理要領(全都清)の中に示されており、それらを判断資料として計画を行っております。 安定性の検討は事業計画書 pNo.5-164～218、廃棄物の物性値に関するこの項目で検討しています。その抜粋を別途添付します。(10/4 見解) <別添 1 2 >
		49		○		1(3) 2(3)	運搬用の道路は、沢を跨いで埋めたり切ったりしており、そういうところが今の極端豪雨に対して非常に脆弱になる。特に盛土は盛ったすぐ後が弱く、また極端豪雨に対して今の基準の排水施設だと容量が足りないこともあるため、その点も綿密に計画にすること。	承知いたしました。(9/19 見解)
	神谷 会長	50		○		1(3) 2(1)	斜面の安定問題に関して、凍上の問題もここで考慮しなければいけないのか。	<b>【修正後の事業者見解】</b> 埋立地等の斜面の安定性に影響する凍上等の問題は、現

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
								状では確なアセス手法が確立していないと解釈しており、条例アセスの事後調査において、凍上等の問題について考慮し、今後どのように対応していくべきかについて委員の皆様とも相談しながら検討させて頂ければと考えております。(10/4 見解)
		51		○			色々な地盤パラメーターの扱いに関して、廃棄物に対してはどういうパラメーターを設定していくことが妥当であるか、根拠が明確なものを、我々に提供していただく必要がある。根拠、データの妥当性について、曖昧にせず、しっかりと見せていただきたい。	【修正後の事業者見解】 条例アセスの準備書の段階で提示させて頂きます。 (10/4 見解)
		52		○		1 (3)	遮水シートは、地盤にとつては異種材料との境界なので問題になることがあるが、遮水シート等について構造的なところまで考慮せずに、通常の安定解析で評価する方針か。	いわゆる緑本と呼ばれている設計要領に沿った形で安定計算を実施しつつ、その安定計算の中では、遮水構造などの異種構造物についてまでは検討していません。 (9/19 見解)
		53		○		1 (3)	斜面安定の外力評価はどうなっているのか。 斜面の安定解析の外力は、何を与えているのか。	地震力です。(9/19 見解)
		54		○		1 (3)	地震だけで、揚圧は考えなくてもよいのか。	揚圧は考えません。(9/19 見解)
		55		○			この場所も揚圧を考えなくてよいことが想定されるということか。	その辺りはこれから検討して、解析していきま。 (9/19 見解)
	林委員	56		○		1 (3) 2 (4)	活断層の地帯であり、その影響を出来るだけ最大限考え、どのような影響があり得るか検討すること。	十分検討したいと思います。(9/19 見解)
		57		○		1 (3) 1 (4) 2 (3)	大雨があつた場合に、どの地域に洪水、土石流等が発生しているのか、それがこの施設に対してどのような影響を与えるか。	(同上)
		58		○			国交通省のデータによると、上流の方が深層崩壊の危険地帯になっているため、それが起こった時どうなのか検討すること。	(同上)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
悪臭	香川委員	22		○		2(2)	(再掲) 気象要素についても地形とか、標高差による空気の流れを考慮して、大気質や悪臭の影響評価を行う必要があるのではないかと、地形の特徴が非常にあるので、しっかりと調査すること。	承知いたしました。(9/19 見解)
	林委員	59		○			埋め立てたものに対する臭いが、実際出ているか、その他の地域で例を、次回教えてほしい。	【修正後の事業者見解】 公表されたものがあれば、第2回審査会で示します。(10/4 見解)
廃棄物								
温室効果ガス	竹中委員	60	○				候補地は森林であるため、CO2 吸収の場です。それを失うことによる岐阜県におけるカーボン収支の変化をどこで評価・補填するのか。	森林伐採の影響を含めた予測・評価といたします。(9/12 見解) 結果を考慮し、対応を検討いたします。(9/12 見解)
電波障害								
日照障害								
地形・地質	林委員	61	○			2(4)	日本のシームレス地質図によると、東北東-西南西方向の牧ヶ洞活動セグメント(右横ずれ断層、0.7m/千年)が建設予定域を通り、周辺地域には、同方向の活断層がほぼ3Km幅で走っている。その他にも天正地震(1586)の際に、山体崩壊で帰り雲城を埋めた北西-南西方向の三尾河活動セグメント(左横ずれ断層、0.5m/千年)があり、これらの地震対応についてどのように考え、どのような対策を取るのか。	調査項目「地盤」の中で検討し、準備書段階で、ご提示させて頂きます。基本的には、ご指摘の活断層系の地震動について検討する予定です。(9/12 見解)
動物	浅野委員	62	○				調査手法(動物)において、夜間調査にはコウモリの生息確認調査の具体的な方法を記載されたい。	夜間調査にコウモリの生息確認調査は含んでおります。バットデテクターによる確認を想定しております。(9/12 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
		63		○			もし内部にいた動物が囲われてしまった場合に、外部との遮断、行き来ができなくなるといったことが想定されるため、そのあたりの対策を考えたいか。	【修正後の事業者見解】 外周のフェンスの目的は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導致要に、埋立地内での事故防止のため、みにだりに人の立ち入るのを防止すること、としています。したがって道路及び住宅などの近傍では設置する必要があり、山林などで人の立入りが想定できない箇所においては設置する必要がないものと考えます。(10/4 見解)
		64		○			もっと広大な処分場でもフェンシングしていると思うので、どんな対策をされているのか、情報収集して考えたい。	承知いたしました。(9/19 見解)
	伊藤(恭)委員	65	○				U字溝は小動物にとっては落ちたら脱出することができないトラップになるが、脱出対策は検討すべき。	ご指摘の内容に留意し、調査を進めます。その結果を考慮し、対応を検討いたします。(9/12 見解)
		66	○				埋め立て終了後に緑化事業を行う予定ですが、現在と同様の植生までに復旧するには何年必要か。鳥類には樹洞を必ず必要とする種類があるが、繁殖に適した樹洞を有する樹木の確認されたい。オシドリ、ハリオアマツバメ、フクロウ類、アカシヨウビ、ブッポウソウ、カラ類には繁殖には老木は必須の環境要因である。	ご指摘の内容に留意し、調査を進めさせていただきます。また、植生の復旧にかかる年数は明言できませんが、現地調査の結果から緑化に適した樹種を選定するなど、将来的に植生が同様または類似した環境になるように留意いたします。(9/12 見解)
		67	○				書類調査上にある鳥類について個体数が少ない等により特に注目する種類は次のとおり。 ヤマドリ、ミソゴイ、ハリオアマツバメ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、アオバズク、アカシヨウビ、ヤマセミ、ブッポウソウ、アカモズ、ノジコ	ご指摘の内容に留意し、調査を進めるよう検討いたします。(9/12 見解)
		68		○			クマタカ、ミソゴイ、ブッポウソウ等の希少な鳥類が調査で確認された場合の対応の方法について確認したい。	環境省で出している個々の手引きがございましたので、調査もクマタカについてはそれに沿って調査を実施いたしました。仮にクマタカが生息しているご指摘のように繁殖しているという事になれば、手引きに沿って調査結果を解析して、必要があれば保全対策を考えたいふうになります。

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
								ミゾゴイについても具体的な調査の手法が環境省から出されておりますので、それに沿って調査を進めます。ブツボウソウについては具体的な指針というものが私どもは把握していませんので、もしいた場合には他の事例を参考に必要な対策を考えることになるのではないかと思います。(9/19 見解)
		69	○				鳥類について夜間調査はICレコーダーを使用すると考えられるが、事前調査で上がっている貴重種は繁殖期がブクロウのように2月から始まる種があります。また、夜行性の傾向が強いミゾゴイのように日本に渡ってきて番を形成すると直ちに鳴かなくなる種類もあるので、回数を多くして綿密に調査する必要があります。	夜間調査においては、ICレコーダーを使用して調査を実施いたします。ご指摘の内容に留意し、調査を進めるようにいたします。(9/12 見解)
	小椋委員	70	○				魚類に関しては調査当日の季節や水量によって採集種類や個体数に変化する。水量が多い時での調査いただきたい。もし、産卵場所があればその時期の調査が必要である。	指摘のとおり、過年度の河川水質調査結果の流量を基に、調査時期を設定するようにいたします。(9/12 見解)
	高井委員	71	○				誤「テラニシケサアリ」→正「テラニシケアリ」または「テラニシクサアリ」 どちらの和名も同じ種を指す。	準備書において修正いたします。(9/12 見解)
		72	○				六厩地区はよく知られたギフチョウの生息地であり、特に湿地には県内では極めて危機的な状況にあるゴマシジミが生息する可能性もある。これらの出現時期は短期間なので、環境影響評価に関わる調査においては、出現時期を外さず十分な調査をしていただきたい。昆虫の調査時期としては、これらの時期を含む春、初夏、夏を必ず含めていただきたい。	昆虫類の調査は早春季、春季、初夏季、夏季、秋季に実施いたします。 上記に加えてギフチョウの調査を5月初旬～中旬頃、ゴマシジミの調査を8月中旬頃に実施いたします。(9/12 見解)
		73		○			「岐阜県昆虫目録3」まで参照しているが、現在「目録4」まで出ているので参照すること。	【修正後の事業者】 参照致します。(10/4 見解)
		74		○			昆虫の調査範囲は、建設する場所のみか、荘川町全域を調査の対象にするのか今後調査される範囲は。 処理場を作る範囲に限るのか、ある程度その周辺も調査するのか	【修正後の事業者】 方法書 p6-38 に示しております。猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」(平成24年12月、環境省)、その他の項目については、「面整備事業環境影響評価技術マニユ

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
								アル」(1999年11月、面整備事業環境影響評価研究会)に従って調査範囲を設定しております。 (10/4 見解) <別添13>
		75		○			昆虫は、小さくあまり遠くまで移動はできないため、影響がどの辺まで広がるのか。南側の沢辺りは希少種が多い場所です。何か影響が出ていないか調べてほしい。	【修正後の事業者】 昆虫類につきましては、ご指摘のとおり移動範囲が小さく遠くまで移動しないことが想定されることから、尾根を越えて南側斜面への影響は小さいと判断しておりますが、尾根の南側についても調査範囲に一部含まれているため、任意踏査を実施するように致します。(10/4 見解)
植物	井上委員	76	○				「清見村村史」と「荘川村村史」が参考文献に挙げられているが、50年近く前のデータであり、ほぼ参考にならない。「岐阜県植物誌」(文一総合出版:2017)を参考にすべきと考えます。	ご指摘の文献について参考とし、調査するようにし、準備書において参考文献に加え、加筆するようにいたします。(9/12 見解)
	林委員	77		○			数種類の植物の種子を植えて、資源の回復をするが本当にそれが可能か。 ここは大変貴重な森林地域なので、戻るのに100年、200年かかるどころ、そこまで面倒みられるのか。	樹木については、埋立てが終わった後は約20年近く期間があり、40数年間の管理、我々が埋め立て、維持管理も含めてやっけていくわけですが、その事業が当然終わるわけですから、そこはそれで終わったという事ではなくて、まだこれからの話ではありませんが、他の委員がおっしゃっていたように、人との触れ合いの場というところで、色々なこともこれから検討できるのではないだろうかと思っております。(9/19 見解)
	奥村委員	78		○		2(1)	雪深いところで産廃処理施設という事例があるのか。その後緑化はどうなったのか、その緑化に時間がかかるとか、中和が出来なくなったり時には、鉱物のイオンが流れ出てくるのか、そういうこともどこまで長いスパンで想定しているのか。	日本に管理型最終処分場は環境省のデータによると615箇所あります。東北にもありますし、私たちも見学に行っていました。当然、北海道にもあります。 積雪時の維持管理につきましても、維持管理計画書の中でお示しさせていただいております。積雪の最終処分という意味での対応については多分、問題なくやれるということを示しております。(9/19 見解) 【修正後の事業者】 審査会当日の説明のとおりですが、積雪寒冷地の植生としましては、既存種の植生及び耐寒性に優れ早期緑化が可能で草種を選定して、植生緑化を施す旨を条例アセスの中で検討し、計画します。(10/4 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
	竹中委員	79		○			植生について、定性的にとあるが、定量的にある程度示さないで評価について判断できない。	【修正後の事業者見解】 植生への影響については、植生調査結果と事業計画の重ね合わせにより、消失する植生を定量的に把握していきません。ただし、定量的な予測手法が確立されていない項目については、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、定性的に評価することとなります。(10/4 見解)
生態系	竹中委員	80	○				「動物・植物・生態系の調査」において、森林が失われることによる動物の生息域の変化(人の居住域への影響)が懸念されるため、調査区域を広くしておき、農業への影響等も推測しておく必要があるのではないかと。	事業計画地周辺の調査を基本と考慮しておりますが、調査を進めながら、必要に応じて検討するよういたします。(9/12 見解)
	伊藤(健)委員	81		○		2(5)	地元住民の方も大きなステークホルダーになるが、それに対する配慮というものが少し不足しているのではないかと。触れ合いの場と絡んでくるのかもしれないが、地元の人たちのインセンティブというのをもう少し明確に計画に盛り込んでいくことが必要ではないかと。 何か地元への配慮をもう少し明文化した方がよい。	当然地元の方とも、お話しする場を持つていききたいと思っておりますし、地域の方も含めてです。我々が、何ができるかについていうのは、やはりこれから検討していかないとはいけません。今委員がおっしゃったように、地元の方の集まれる場所といえればいいのか、それとも何をすればいいかというものを、ご意見いただきなご対応していきたく思います。(9/19 見解)
合活の触れ動場	伊藤(健)委員	81		○		2(5)	(再掲) 地元住民の方も大きなステークホルダーになるが、それに対する配慮というものが少し不足しているのではないかと。触れ合いの場と絡んでくるのかもしれないが、地元の人たちのインセンティブというのをもう少し明確に計画に盛り込んでいくことが必要ではないかと。 何か地元への配慮をもう少し明文化した方がよい。	当然地元の方とも、お話しする場を持つていききたいと思っておりますし、地域の方も含めてです。我々が、何ができるかについていうのは、やはりこれから検討していかないとはいけません。今委員がおっしゃったように、地元の方の集まれる場所といえればいいのか、それとも何をすればいいかというものを、ご意見いただきなご対応していきたく思います。(9/19 見解)
	高井委員	82	○			2(5)	当該施設のすぐ北には別荘地である「ケベックの森」が位置しており、南に延びた部分に隣接して、土捨て場が計画されている。このことについて「ケベックの森」や別荘の所有者の了解は得られているのか。	了解は得られておりません。令和6年8月に土砂災害レッドゾーンに指定されたが、既に基礎調査は終了し、事業計画書を提出しました。今後、廃掃法に従い設置許可を求める申請において他法令の許可を求める中で、理解を得る努力をしております。(9/12 見解)

環境等項目	意見提出者	No	事前意見	委員会発言	追加意見	審議事項※	意見等	事業者見解
		83		○		2(5)	ケベックの森の南側に伸びている部分は、そこを取り巻くように覆土仮置き場が作られ、せつかく別荘に来たのに、周りに土砂が置いてあるような状況になり、触れ合い活動の場として別荘地所有者に影響があるが、地元への対応は考えているか。	これから話し合いはしていきたいと思っています。私たちは話し合いをする用意はございますので、皆様と話し合う場を設けていただけるとなっています。(9/19見解)
	井上委員	84	○			2(5) 2(6)	出来得る限りに水や大気を浄化し、排出、排水してほしい。環境の数値や安全性が目に見えるようなデータの可視化等が必要ではないか。 排水を生かしたピオトープを作り、そこで生き物（イワナ等）を育てることも可視化になると考えます。	【修正後の事業者見解】 ピオトープの設置については、条例アセスの中で検討し、準備書の段階でその結果を提示させて頂きます。(10/4見解)
		85	○			2(5)	住民の方々に活用してもらい、交流できたり、くつろげるような場（施設や自然公園）も考えてほしい。それが人と自然の触れ合い活動の場につながるのではとではないか。	【修正後の事業者見解】 跡地利用とも関係しますので、今後、地域住民とも協議させて頂きたいと考えています。 なお、管理棟を環境学習の場にするなどのことも考えられると思っています。(10/4見解)
文化財	虫賀委員	86	○				今後、事業を進める中で土器等の遺物が発見された場合は高山市の文化財担当部局にご連絡いただきたい。	ご指摘のとおり、高山市の文化財担当部局に確認しながら進めるようにいたします。(9/12見解)
景観	竹中委員	87	○			2(5)	「景観」への影響が懸念される。特に別荘地である「ケベックの森」の別荘所有者がどう考えるかは、ケベックの森からの景観だけでなく、道中からの景色、所有している別荘の価値への影響まで含めて調査すべきではないか。	「ケベックの森」への主要なアクセス道路である国道158号からの眺望変化についても予測・評価することとしております。眺望景観の変化による別荘の価値への影響については定量的な手法が確立されていないため困難だと考えますが、別荘の利用状況の変化については、環境項目「触れ合い活動の場」の中で定性的に予測・評価いたします。(9/12見解)
	山口委員	88		○		1(1)	景観のところでは何箇所か挙げている箇所においてはCGを出してください。30年後はどうなるかという予想のCGを出していただけたらありがたいです。	【修正後の事業者見解】 環境影響調査・分析・評価を実施していないので、現段階でお示しはできませんが、準備書作成の段階でCG作成できるものと考えています。(10/4見解)
	井上委員	89	○				外観も植物の緑で目立たなく出来ればよい。	【修正後の事業者見解】 環境項目「景観」の中で検討し、準備書で示させて頂きます。(10/4見解)

※審議事項関連

1 事業特性

- (1) 長期的な事業活動であること
- (2) 廃棄物にアスベストや水銀等の有害物質を含有すること、及び廃棄物の分解により硫化水素等の有害ガスが発生すること
- (3) 約11.5mの廃棄物の埋立てや盛土が計画されていること
- (4) 想定しうるリスクを低減する取組について（災害等による遮水シートの破損、洪水調整池の機能不全及び受け入れを想定していない廃棄物の混入等）

2 地域特性

- (1) 積雪寒冷地であることによる影響について（積雪荷重、凍結・凍上、雪崩、融雪）
- (2) 山地、谷間地形であることによる影響について
- (3) 集中豪雨への対応について
- (4) 活断層の存在について
- (5) 事業予定地近隣に別荘地が存在
- (6) 河川・水源地の存在
- (7) 関係地域の範囲について